

地域活性化と地方創生

小 川 長

概要

「地域活性化」について多角度から分析を行っている小川（2013）は、地域活性化という言葉の意味が、わが国の経済状況の変遷とともに変化しており、それ故に多義的に用いられているとしている。さらに、現在では、「経済的な地域活性化」と「社会的な地域活性化」の意味が混合して使われているため曖昧さが増し、混乱を招いているので、その峻別が肝要だと指摘している。一方、最近では、地域活性化に代わって「地方創生」という言葉が、地域政策の場面で盛んに使われるようになってきているが、果たして地域活性化と何が違うのだろうか。

本稿では、まず地域活性化に関連した法律の変遷によって、地域活性化の意味の変容を確認した上で、地方創生という言葉が使われるきっかけとなった「増田レポート」の内容を軸に、その背景にある人口減少や少子化、高齢化などの社会情勢や経済情勢、その下での地域政策の変化を検討している。その結果として、地方創生という新しい言葉になっても、結局これまでの経済成長路線を前提とした地域政策が行われていることが明らかになったことから、地域が真に活性化するには、その地域に住む住民が、この地に住もうという強い意思を持ち、そのために自分たちに何ができるか自発的に考え、実践することが肝要だと提言している。

キーワード：地域活性化、地方創生、人口減少、地方消滅

目次

- I. はじめに
- II. 活性化政策の変遷とその背景
- III. わが国の人口動向とGDPの推移
- IV. 増田レポート
 1. 地方消滅の衝撃
 2. 増田（2014）の論理
 3. 4つの問題
 - （1）人口減少の問題

- (2) 地方崩壊の問題
- (3) 財政逼迫の問題
- (4) 経済成長の問題

V. 地方創生とは

VI. 人口減少時代の地方創生

VII. まとめ

I. はじめに

「地域活性化」というテーマを取り上げ、詳しく分析している小川（2013）は、地域活性化という言葉が政策上、多義的に使われている嫌いがあると指摘した上で、中でも「活性化」という言葉はかなり曖昧に、かつ無分別に使われている観があり、そもそも活性化した状態とはどのような状態を指すのか、活性化とは目的なのか手段なのかなど多くの疑念が浮かぶとしている。こうした疑念に基づいて、小川は先行研究のサーベイを行い¹、その中からわが国の国土政策の文脈における、活性化という言葉の使われ方に注目した瀬田（2010）の見解を手掛かりに、『全国総合開発計画』（以下、全総）や関連省庁の白書等をテキストマイニングによって分析し、その結果から得た知見をもとに、地域活性化という言葉が昨今、地域経済に関する活性化と地域社会に関する活性化の2つの意味で使われているにも関わらず、両者が分別されずに使われていることによって政策目的の曖昧性と財政上の無駄を生んでいるとして、「地域の経済的活性化」と「地域の社会的活性化」とを明確に使い分けるべきだと提言している。

また、最近では地域活性化という言葉に加えて、「地方創生」という言葉を頻繁に耳にするようになったが、この言葉も地域活性化と同様に、やはり曖昧に使われている観がある。そこで本稿では、まず地域活性化に関連すると考えられる一連の法律を公表された時期を基準にして整理し、小川（2013）の知見を活用しながら、地域活性化という言葉が表す意味の変遷を再確認する。さらに、「地方消滅」というショッキングな表題で、世の中に大きな論議を醸した増田（2014）の地域政策に関する内容を検討した後、地方創生という新しい言葉に関する考察を試み、今後の地域活性化のあり方を考えてみたい。

II. 活性化政策の変遷とその背景

始めに、小川（2013）で示されていた地域活性化という言葉の意味の変遷の捉え方が、地域活性化に関する法律の内容および、それが施行された年に照らして妥当であるかどうか確かめていきたい。まず、【表1】は、「国土総合開発法」が施行された1950年を起点として、『第1次全総』から『国土形成計画』までが発表された年を軸に、その間に施行された法律を整理した一覧表である。これらの法律をその目的、性格別に分類すると（【補表】）、朝鮮特需を契機

1 地域活性化に関する先行研究に関しては、小川（2013）で行われているサーベイを参照していただきたい。

とした高度経済成長期には、まず国土政策に沿った国主導による都市圏の経済の復興や振興を目指す政策と、それを受けて国内の各地方、さらに離島やへき地に至るまで恩恵をもたらす、いわゆる中央主導の護送船団方式に似た経済拡大政策が矢継ぎ早に施されているのがわかる。その中央主導の傾向は、1973年の第一次オイルショック後の安定成長期にも継続されていくものの、それまでの全国的な経済的振興から、当時の工業製品の輸出拡大傾向を背景に、生産拠点の地域分散化による地域経済振興へという政策の変化が見られる。

【表1】 地域活性化政策の推移

	1950年～1961年	1962年～1968年	1969年～1976年	1977年～1986年
	高度経済成長期			安定成長期
	・朝鮮戦争勃発(50)	・所得倍増計画(60)	・第1次オイルショック(73)	・第2次オイルショック(79)
国土政策	国土総合開発法(50)	第1次全総	第2次全総	第3次全総
産業立地政策	○首都圏整備法(56) ○首都圏工場等制限法(59)	◆新産業都市法(62) ○近畿圏整備法(63) ◆工業整備特別地域法(64) ○近畿圏工場等制限法(64) ○中部圏開発整備法(66)	◆工業再配置促進法(72) ◆工場立地法(73)	◆テクノポリス法(83)
中小企業政策		中小企業基本法(63) 中小企業近代化促進法(63)		
条件不利地域政策	●北海道開発法(50) □離島振興法(53) □へき地教育振興法(54) ●東北開発促進法(57) ●九州地方開発促進法(59) ●北陸中国四国各地方開発促進法(60)	□山村振興法(65)	□過疎地域対策緊急措置法(70) □沖縄振興開発特別措置法(71)	□過疎地域振興特別措置法(80) □半島振興法(85)
農業・農村政策	農業基本法(61)		◆農村工業導入法(71)	
都市政策・まちづくり		都市計画法(68)	大店舗法(74)	◆民法法(86)
地域社会・地域産業			伝統的工芸品産業振興法(74)	

	1987年～1997年	1998年～2007年	2008年～
	バブル期	バブル崩壊・失われた10年	小泉改革
	・金融危機以降		金融危機以降
	・プラザ合意(85)	・阪神大震災(95) ・京都議定書(97) ・地方分権一括法(00)	・リーマン・ショック(08) ・東北大震災(11)
国土政策	第4次全総	21世紀GD	国土形成計画
産業立地政策	●リゾート法(87) ●頭脳立地法(88) ●多極分散法(88) ●FAZ法(92) ☆地域産業集積活性化法(97)	☆企業立地促進法(07)	
中小企業政策		☆新事業創出促進法(98) ☆中小企業新事業活動促進法(99) ☆中小企業経営革新支援法(99) ☆中小企業地域資源活用促進法(07)	☆農工商等連携促進法(08)
条件不利地域政策	★過疎地域活性化特別措置法(90)	★過疎地域自立促進特別措置法(00) ○沖縄振興特別措置法(02) ★農山漁村活性化法(07)	★構造改革特区法(02) ・ ★地域再生法(05) ・ ★広域的な地域活性化法(07)
農業・農村政策	▼農業経営基盤強化促進法(92) 食糧法(94)	食料・農業・農村基本法(99)	★総合特別区域法(11)
都市政策・まちづくり	▼民間都市開発推進特別措置法(87) ●地方拠点法(92)	☆中心市街地活性化法(98) NPO法(98) 大店舗立地法(00) ★都市再生法(02) ★社会資本整備重点計画法(03) ★地域公共交通活性化法(07)	☆地域商店街活性化法(09) 津波対策推進法(11)
地域社会・地域産業	▼地域雇用開発促進法(87) ▼地域公的介護施設計画的整備促進法(89)	▼産業活力再生特別措置法(99)	バイオマス活用推進基本法(09)

日本政策投資銀行地域振興部・日本経済研究所(2009)を参考に筆者作成

【補表】各施策の分類 (表中の記号の説明)

○	国主導による大都市圏の秩序ある発展のため特定区域の開発誘導や抑制を図る施策
●	国主導による大都市圏以外の秩序ある発展のため特定区域の開発誘導や抑制を図る施策
□	国主導によるへき地、過疎地の開発や進行を図る施策
◆	国主導による指定地域のインフラ整備をもとに、工場や研究機関等を誘致する施策
▼	国主導による地域インフラや産業基盤、生活基盤の整備、高度化を図る施策
☆	特定地域のインフラ整備を切り離し、中小企業や特定産業の集積、振興を図る施策
★	地域が主体的に発意した計画を認定し、必要な支援を行う施策

さらに、1985年のプラザ合意によって、わが国の経済政策の性格は大きく変化し、円高の影響から大幅に輸出が減少し、貿易収支が悪化することに対処するため、これまでの「貿易立国」を支えてきた輸出主導の経済政策から、大胆な内需の拡大を意図した政策に大きく舵が切られる。内容的にも、急速な情報化の流れの中、それまでの工業製品を中心としたハード志向から、ソフト志向の製品や、観光やレジャーなどのサービスが重視されるようになった。その背景には、内需主導によって将来も成長路線は続くという確信とともに、経済拡大への変わらぬ信仰があった。こうした中で、「活性化」という言葉が、1987年に発表された国土計画である『第4次全総』において初めて登場し、その後も、こうした右肩上がり経済の文脈の中で多用されることになる。『広辞苑（第6版）』を見ると、活性化とは「沈滞していた機能が活発に働くようになること。または、そのようにすること」とされているが、これを踏まえると第4次全総や同時代の白書類等の文脈で使われている活性化は、次の2つの意味を有していると言えるのである。1つは、戦後復興を目指した高度経済成長期前期の旺盛な国内需要を中心とした経済的拡大、その後の高度経済成長期後期から安定成長期における輸出主導型の経済的拡大、さらにプラザ合意以降の内需拡大策による国内需要を中心とした経済的拡大という、戦後からの一貫した右肩上がりの経済成長の流れの中に、今もあるという意識であり、もう1つは、プラザ合意により円高不況という事態が出来たため、これを早々に克服し再度、本来の成長路線に戻そうという意思である。

つまり、この時期の活性化という言葉の背景には、景気の後退場면을短期間に切り抜け、これまでの経済成長路線の継続または再現を目指すという意味合いが強く、実際に景気も再上昇したことは事実である。しかし、これらの過剰な景気浮揚策によって地価や株価までが乱舞するバブル景気生まれ、終にはその崩壊を迎えることとなった。現在では、それ以来、日本経済は長期にわたる不況に陥っているという見方が大勢であるが、当時その渦中においては、そうした認識は薄く、誰もがわが国の経済成長は今後も続くと思っていたと言える。

これまでの昭和40年不況や二度のオイルショックによる不況など、いくつかの深刻な景気後退場면을比較的、短期間に乗り越えてきた経験から、今回も短期間に景気後退を乗り越え、今まで通りの経済の拡大路線を回復できるという過信が生まれ、これまでと同様の景気浮揚策を次々と施すものの、バブル景気崩壊後の地価や株価の下落は止まず、逆に、金融機関の不良債権問題の発生などこれまでに未経験の経済的混乱に陥っていく。その最も象徴的な例が「銀行は潰れない」という金融機関不倒神話の崩壊であろう。折しも、阪神大震災が生起した1995年の兵庫銀行の破綻を皮切りに、その後金融機関の破綻が相次ぎ、山一証券や日本長期信用銀行など、それまで、わが国の経済成長を金融面で中心的に牽引してきた巨大金融機関の一角さえも破綻に追い込まれ、住宅金融専門会社や、ゼネコンを始めとして大手の事業会社の破綻が続いた。まさに、そのような環境の中で発表されたのが、『21世紀の国土のグランドデザイン』（以

下、21世紀GD)である。

21世紀GDは、これまでと違って全国総合開発計画という表題が使われていない。その背景には、これまでの一極一軸型の国土構造から多軸型の国土構造への転換の意図があり、掲げられた5つの課題の筆頭には「自立の促進と誇りの持てる地域の創造」が謳われている。この方針を受けた形で矢継ぎ早に成立した法律の内容からも、これまでの国主導のインフラ整備中心から、国が地域を特定せず個別の中小企業や特定産業の集積、振興を図る政策に舵が切られつつあることがわかるが、この時期においても活性化という言葉は、あくまでも経済的な拡大を含蓄していたと小川(2013)は指摘している。

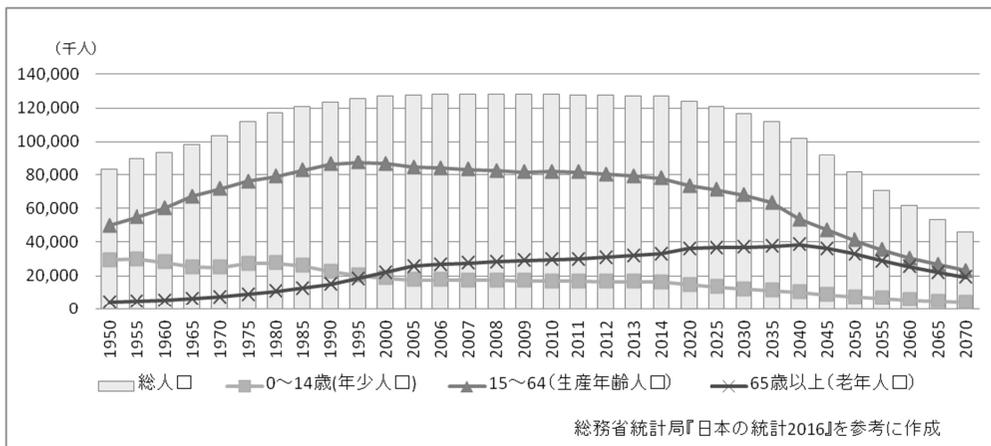
こうしたバブル崩壊の混乱の後、景気回復の実感がないとか、リストラ景気だとか揶揄されながらも、2002年1月からの73か月間、月次のGDPの数値は小幅ながらも連続で拡大を示し、戦後最長の好景気として長い間語り継がれてきた高度経済成長期の「いざなぎ景気」を期間的に超えた。しかし、現実には好況という印象は薄く、嘗てのように消費マインドや投資マインドが高まったとは到底、言えない状況であった。この時期に発表された法律を確認すると、より一層地域の特徴を重視しようという意図を帯び、地域が主体的に策定した計画を認定し、それに対して必要な支援を行う政策が採られるようになってきている。これは、既に国主導による全国一律的な政策が以前のように簡単に適用できないほど、地域ごとの課題が多様化してきたことや、財政が逼迫する中で配分可能な原資が減少したことなどが原因として考えられる。また、この時期は少子化や高齢化が徐々に深刻に語られるようになり、地域の社会的基盤やコミュニティの崩壊への懸念が広がり始めた時期でもある。

2008年に『国土形成計画』が発表され、その中でも引き続き、活性化という言葉が多用されている。しかし、それは、これまでのような経済的な意味だけではなく、「高齢化」、「雇用」、「支援」、「安心」、「安全」など地域社会の新たな課題を示す言葉と一緒に使われているのが少なからず見られることから、社会的な意味においても使われ始めていると、小川(2013)は指摘している。また、一般的にも広く活性化という言葉が使われるようになったが、そこでも経済的な活性化の意味と、社会基盤の維持や確保など社会的な活性化の意味が混在するようになってきている。奇しくも、この国土形成計画が発表された2008年の9月にリーマン・ショックが生起し、わが国も金融危機による世界的な景気後退に巻き込まれていく。さらに、その影響は地域にも及び、これまで以上に、地域経済の疲弊が叫ばれるようになった。さらに、2011年に発生した東北大震災と、それを端緒とした福島原発事故の残した被害は甚大で、こうしたことが相まってわが国は今なお不況感から脱しきれず、どこか重苦しい閉塞感に包まれているというのが現状ではないだろうか。

III. わが国の人口動向とGDPの推移

ここで、総務省統計局が発表している統計資料を参考に作成した、わが国の過去から現在までの人口推移(1950年～2014年)と、将来の予想人口(2020年～2070年)を表すグラフ(【図1】)を見てみたい。これを見ると、戦後、常に右上がりが増えてきたわが国の総人口が、1990年代以降横ばい傾向に転じ、さらに直近では減少傾向を見せ始めていることがわかる。また、同時期の1990年代後半には、これまで高齢人口を上回っていた年少人口が、ついに高齢人口よりも少なくなるという逆転現象が生じ、その後もその乖離が徐々に拡大していることに加えて、生産年齢人口も1995年をピークに、その後は減少に転じている。その一方で、2020年以降の将来人口予想を見ると、人口減少の勢いに一層の拍車がかかり、生産年齢人口、年少人口は現在よりもさらに減少するとともに、2040年まで増加し続けると予想される高齢人口さえ、それ以降は減少すると見込まれている。因みに、総務省が発表している将来人口の予測数値は、「国立社会保障・人口問題研究所」が発表する「日本の将来推計人口」のデータを利用しているということであるが、これまで本研究所が発表してきた将来推計人口の数値は、結果的に楽観的であり過ぎ、新たな予測の都度、下方修正されることが多かったため、ドラスティックに見える今回の予測も、結果的にはより深刻なものになるのではないかと懸念する声も少なくない。

【図1】 わが国の人口推移と将来予測(1950年～2014年(～2070年))

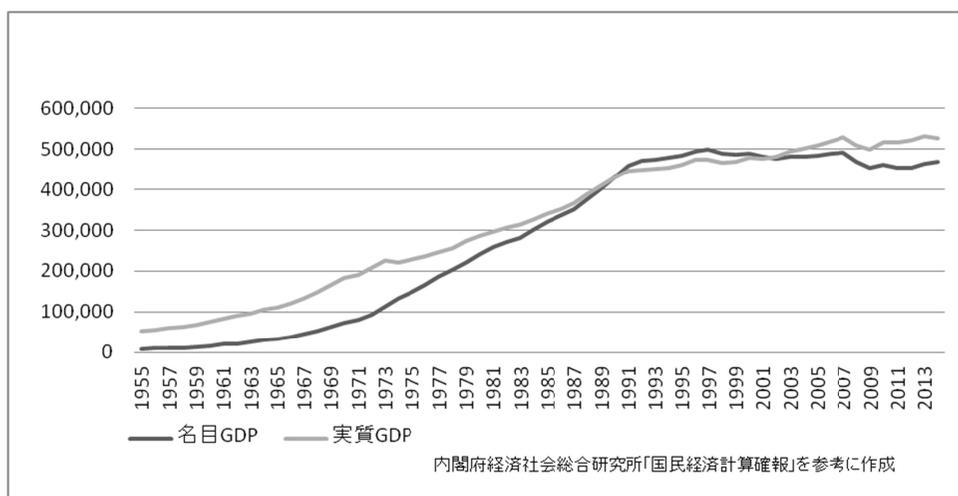


このように今、少子高齢化が問題視されているが、経営学者のDruckerは『マネジメント』の中で、将来を予想することは困難であるが、そのための唯一の有効な情報が「人口動態」であると述べている。彼の見解は、米国の人口動態を想定していると考えられるので、民族構成の変化なども含まれると思われるが、基本的には現時点の年齢別人口構成を見れば、将来の人

口構成はある程度の予想ができるという指摘だと考えられる。例えば、将来、大きな人口減少をもたらすような戦争等の予期せぬ出来事が起こらない限り、現在の人口構成が明らかであれば少なくとも、今後14年間の、わが国の生産年齢人口はかなり正確に予測することはできるし、老齢人口については平均余命の変化はあるものの、それを勘案できるとすれば、60年以上に亘る長期間の老齢人口の推移は予測できるということである。まさに的を射た指摘であり、現在のわが国の生産人口の減少問題や人口の高齢化問題は、突然降って湧いたような現象ではないことがわかる。これまで政府や担当官庁がこうした考え方を持っていたかどうかはわからないものの、ある程度現在のような人口構成になることは既に以前から予測できたはずであり、これを真摯に捉えていれば、事前に何らかの適切な対処ができていたのではないだろうか。しかし、前述したような経済成長神話のユーフォリアの中においては、そうした発想は生まれにくく、何とかなるだろうという楽観論と希望的観測のもとで、対応が先送りされてきたことは間違いない。また、こうしたことも含めて、現在喧しく言われている「少子高齢化」という言葉は問題の本質を捉えている表現とは言えず、「少子化」と「高齢化」はあくまでも別個の問題であると捉えるべきだと筆者は考えている。

ともあれ巷間、将来の人口減少傾向について危機感が叫ばれているのであるが、その背景には、人口の高齢化に伴い増加する年金給付金や医療費などの社会保障費の原資が枯渇する可能性、高齢者介護のための担い手不足の可能性、また、少子化による生産年齢人口の減少に伴う労働人口不足の可能性、それによる税収不足と史上最高額となった国債残高が示すような財政悪化など、多くの深刻な懸念がある。

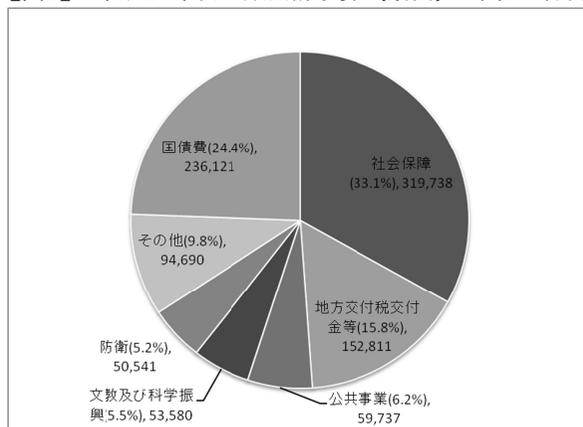
【図2】 わが国のGDP（1990年を基準として調整済）の推移（単位：十億円）



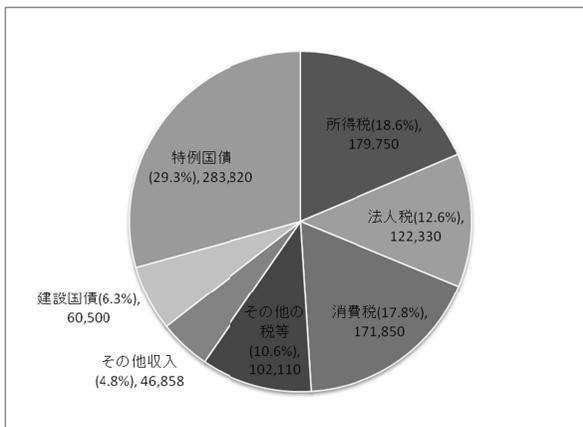
しかし、これらを突き詰めれば、出に対して入りが少ないという財政的な不均衡の問題に行き着くので、歳入を増やすためには勢い経済成長を目指そうというのは至極、当たり前な発想である。だが、ここで見落としてはならないことは、既にバブル崩壊以降、常に経済成長が最重要な課題であるとして、あれこれと景気浮揚策が施行されてきたにもかかわらず【図2】のように、それ以降GDPの大きな伸びは見られない、つまり望むような経済成長が実現しないという事実である。前述したように、当初は、タイミング的にバブル崩壊による一時的な不況場面が現出したという大方の判断から、その後、不況脱出のために数々の景気浮揚策が採られてきたが、既に20年以上経過しているにもかかわらず好況になったという実感は得られていない。それどころか、そのことによって逆に前代未聞の赤字を抱えるほど財政は悪化し、今後予想される社会保障費のさらなる増加との齟齬は、ますます深刻化するものと考えられる。

【図3】は、平成28年度の一般会計予算の歳出のグラフであるが、予算の約3分の1が社会保障費に使われていることと、約4分の1が国債費であり国家財政の硬直化が進んでいることが最も特徴的である。一方、【図4】の歳入のグラフを見ると、国債依存率は36%となっており、やはり財政は深刻な状況にあると言わざるを得ない。

【図3】 平成28年度一般会計予算（歳出） 単位：億円



【図4】 平成28年度一般会計予算（歳入） 単位：億円



以上から浮かんでくるのは、わが国が経験している現在の経済の低迷は、これまでの景気循環とは違った原因で引き起こされているのではないかという疑念である。ここで再度、【図1】と【図2】を見てみると、わが国のGDPが上昇傾向から横ばい傾向へ変化したタイミングが、わが国人口の増加傾向が止まり、横ばいとなったタイミングと一致していることが分かる。その後、人口の横ばい傾向が続いているが、その間、GDPも同様におよそ横ばい傾向が続いている。GDPを生産面から見ようが、支出面から見ようが、生産活動や支出活動の主体は人間であるという点に鑑みれば、この現象は十分に納得のいくものである。つまり、人口が増加しない中では、基本的に大きな経済成長は望めないと考えるのが妥当であろうし、特に、今後は急激な人口減少が予想されるのであるから、余計に経済成長は期待しにくいと考える方が自然ではないだろうか。この点については、後で再度検討したい。

IV. 増田レポート

こうした人口減少に対する危機感を、より高めたのは増田（2014）によるレポートであろう。タイトルともなっている「地方崩壊」という言葉は、世に大きな衝撃を与えた。

1. 地方消滅の衝撃

2011年5月、「公益財団法人日本生産性本部」は東日本大震災からの復興に加え、産業育成やエネルギー、社会保障政策など日本のグランドデザインを提言するという目的を掲げ、元総務大臣の増田寛也氏を座長とする「日本創生会議」を発足させた。さらに2014年5月、この日本創生会議の中に「人口減少問題検討分科会」が組織され²、のちに「増田レポート」と呼ばれることとなる「ストップ少子化・地方元気戦略」というタイトルの政策提言レポートを発表する。さらに、増田氏は同時期に発行された2013年12月号および翌年6月号の『中央公論』に、当レポートとほぼ同一趣旨の二つの論文を寄せている。そして、それらの論文の内容をもとにして書き上げられた増田（2014）は、そのセンセーショナルなタイトルとともに、「消滅可能性都市」という衝撃的な表現で具体的に896市町村を名指して列挙したことへの反響も手伝ってベストセラーとなり、世に大きな物議を醸した³。この著書に対して批判的な視点から、複数の研究者が矢継ぎ早に様々な見解を述べている⁴。

2. 増田（2014）の論理

増田（2014）のサブタイトルは、「東京一極集中が招く人口急減」となっている。果たして日本の人口は本当に東京へ集中しているのだろうか。そこで、東京都総務局統計部が発表している統計データを利用して作成したグラフが【図5】である。

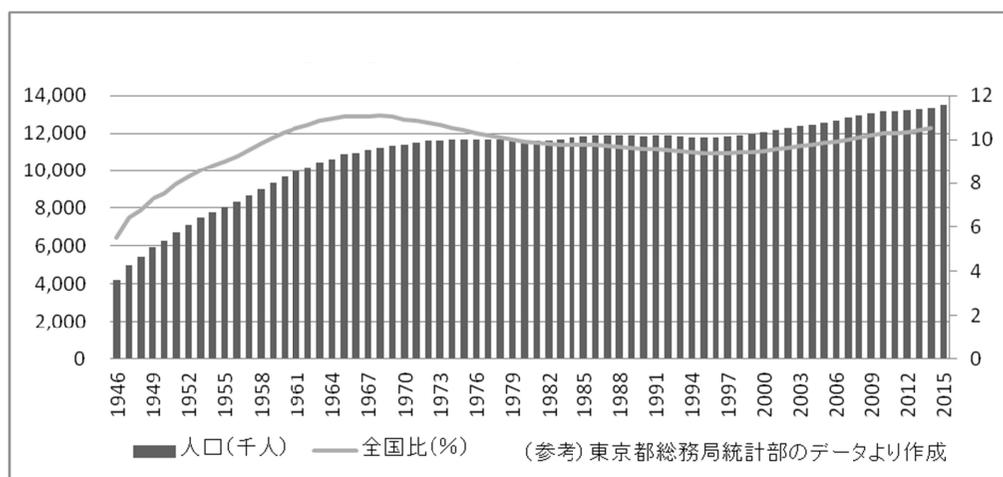
2 この分科会の座長も増田氏が務めている

3 増田らが発表している、この一連のレポートや著書における主張は、ほぼ同一内容のものと考えられるため、本稿において便宜上、増田（2014）という表記に統一している。

4 例えば、小田切（2014）や田村（2014）、山中（2014）などを挙げることができる。

このグラフを見ると、確かに最近の東京都人口は増加傾向にあるように見えるが、対総人口比は1959年に10%を上回って以来、ほぼ10%前後の比率で推移している。つまり、これを増田(2014)が声高に主張している「東京一極集中」というのであれば、それは今に始まったばかりではないし、特に最近になって東京都の人口が総人口に対して著しく高くなっているという訳でもないのである。もし、これが日本の人口減少の重大な要因だと言うのであれば(増田氏が総務大臣を務めた時期があったことを勘案すれば尚更)、もっと早くからこうした提議をすべきだったのではないだろうか。

【図5】 戦後の東京都の人口推移



増田(2014)で示されている論理の流れは、次のようになっている。人口減少は待たなしの状態にある「不都合な真実」であるので、国民が正確かつ冷静に認識しなければならない。これまで若者が地方から、子育て環境が悪く超低出生率となっている東京圏などの大都市圏へ移動し続けた結果として、日本は人口減少社会に突入した⁵。この人口の流入によって、大都市圏という限られた地域に人々が凝集してしまい、高密度の中で生活するような社会が形成される。それを「極点社会」と名付ける一方で、逆に、「消滅可能性都市」と名付けられた「20～39歳の女性人口が5割以下に減少する市町村」は、2010年から2040年までの間に、全国で896自治体(全市町村数の49.8%)にのぼると推計されている⁶。さらに、その消滅可能性都市のうち、2040年時点で人口が1万人を切ると予想される市町村数が、523自治体(全市町村数の29.1%)になるものと予想している。

5 この論拠に対して、筆者は実に懐疑的であるが、それについての議論は後日に譲りたい。

6 これは、北海道総合研究調査会が発表した結果の援用だとされているが、その内容は、同調査会によって2014年に発行された『地域人口減少白書2014-2018』にまとめられている内容のことだと考えられる。

こうした人口移動をくい止めるためには、「若者に魅力のある地方中核都市」を軸とした「新たな集積構造」の構築を国家戦略としなければならないと主張し、その方策として、広域ブロック単位の地方中核都市を「防衛・反転線」として据えるべきだとしている。つまり、地方中核都市に資源や政策を集中的に投入することによって、そこを地域の拠点とし、それに接する各地域の生活経済圏が結び付き、支え合う「有機的な集積体」の構築を目指すべきだと言うのである。確かに、これまでのように中央主導で全国津々浦々に至るまでインフラを整え、好景気の恩恵を行き渡らせるということは困難なので、少なくとも、そのターゲットを絞り込むというのは一つの有力な案ではある。しかし、その具体的な方法として、「コンパクトシティ」や、若者や中高年を呼び込む支援策などを挙げ、そこに「各府省の補助金、融資を優先的に配分したり、地方財政措置により安定的な財源を付与することが考えられる」と主張されているのを見ると結局、中央主導で青写真が作られた、地方への「バラマキ政策」と揶揄されてきたこれまでの政策と、あまり代わり映えのしない提言だと言わざるを得ない。

【図6】 日本の人口減少の流れ



[増田(2014)p.22より]

また、もう一方で増田(2014)は、少子化対策としての出生率の向上のための施策についても、かなりの頁を割いている。まず、「希望出生率」という概念を提示し、それを「国民の希望する出生率」と定義した上で、希望出生率を導出する式を以下のように示している。

$$\text{希望出生率} = [(\text{既婚者割合} \times \text{夫婦の予定子ども数}) + (\text{未婚者割合} \times \text{未婚結婚希望割合} \times \text{希望子ども数})] \times \text{離別等効果}$$

その上で、これは文字通り国民が希望する出生率の水準であり、その実現を図るべきであるものの、何よりの阻害要因は「多くの男女は結婚し、子供を持つことを希望しているが、社会経済的な理由でかなわず、結果として、晩婚化や未婚化が進行している」ことだとして⁷、結婚・出産の支援、子育て支援、長時間労働の是正、女性の活躍推進などを提言している。だが果た

7 筆者は、そもそも、こうしたステレオタイプな前提自体が疑わしいと考えているが、これについての検討も後日に譲りたい。

して、それは本当なのだろうか。例えば、何事に対しても多くの人は希望を持っていると思うが、希望は、あくまで希望である。希望は本来、誰かに叶えてもらわなければならないものなのだろうか。例えば、ほとんどの人は金持ちになりたいという希望を持っているものと考えられる。積極的でなくても「金持ちになりたいか、なりたくないか？」という問いを投げ掛けられれば、大方の人はなりたいと答えるのではないだろうか。しかし、その希望を本当に実現しようと思えば、何よりも本人の意思と努力が必要であり、単なる希望は持っているが、それが実現できない理由を社会や経済のせいに行っているようでは、所詮、希望の実現など覚束ないのではないだろうか。

また、増田が提言している政策、例えばコンパクトシティなどは、既にかなり前から言われてきた構想であり、目新しさのあまりない、これまで採られてきた政策の焼き直しと言わざるを得ない。もし、これまでの政策に効果があったのであれば、現況は何らかの改善を見せているはずである。残念ながら、そのようになっていないという事実を真摯に受け止めるなら、やはり本当の原因は何かという根本的なところから考え直す必要があると筆者は考えている。

3. 4つの問題

増田（2014）の主張する、人口減少と東京一極集中および地方都市消滅可能性との関係を整理すると、そこには次の4つの問題が複合的に絡んでいると考えられる。

（1）人口減少の問題

まず、増田（2014）が「不都合な真実」としている人口減少についてであるが、前述したように、わが国の将来人口は大きく減少する見込みであるのは確かではあるものの、人口減少がなぜ不都合な真実なのかという本質的な理由は明確に示されていない。増田の論理では、それは地方都市が消滅するからだということになるが、もし、そうであるならば、都市の生成とその消滅は人類の歴史においてこれまで幾度も繰り返されてきたことであり、世界各地にある数々の古代都市遺跡から、例えば最近、世界遺産に登録された廃墟の島、長崎県の端島（軍艦島）に至るまで、人類はその時々々の自然や文化、社会、経済など様々な事情と環境の中で都市（集落）を形成する一方で、それを消滅させてきたのではないのか。それが、人類の歴史の姿ではないのかと問いたい。

例えば、戦後わが国においても急増する人口に対応するため、山間地や森林地区の開拓、海洋の埋め立てなど急速に「開発」が行われてきた。これが、時に「乱開発」という否定的な言葉で呼ばれることがあったとしても、基本的には当時の人口の膨張に対応するためにはやむを得なかったという点で、開発それ自体を批判はできない。しかし、こうした乱開発によって、一方で自然環境を破壊し、公害等の深刻な外部不経済を生じさせ、人類にマイナスの影響を及

ばしてきたことも事実である。このように考えると今後、人口が減少し、拡大し過ぎた住宅地の役割が縮小するのであれば、例えば、それを元の姿に戻してやるというのも、ごく自然な選択肢の一つと言えるのではないだろうか。つまり、人類はこれまで自らの必要に応じて自然を可塑的に取り扱ってきたのであり、それを文明と呼んできた側面がある。そう考えれば、少なくとも都市消滅への懸念が、今そこに都市（町や村）が存在しているから、それを将来も残すべきだという単純で、センチメンタルな現状維持の発想に依るものであるならば、再考を要するだろう。

増田（2014）の論理の背後にある懸念の一つとして、少子化による年金拠出金等社会保障費の負担者の減少を挙げることができる。内閣府の『高齢社会白書2015』を見ると、2013年では高齢者1人を2.3人の生産年齢者が支えていた勘定であったが、2025年には1.8人、2050年以降は1.3人で支えることになると予想されている。だが、それならば少子化を食い止めなければならないとの理由で、若年者が積極的に子供を儲けようとするとは到底考えられないし、現状において若年者が将来の不安から子供を持つことを控えているという増田（2014）の前提が正しいならば尚更、そのようなことは期待できないだろう。この年金問題を敷衍して考えれば結局、高齢化による社会保障費の増大とも相まって、少子化によって年金の財源不足だけでなく、納税者の減少によって財政がますます悪化していくという点が本質的な問題として浮かび上がってくる。

（2）地方崩壊の問題

次に、消滅可能性都市に象徴される地方崩壊の問題である。増田（2014）のキーワードである「消滅可能性都市」が含意する可能性が実現した完了形の具体的なイメージは、直感的には現存する市町村の住民がいなくなってしまうということになるだろう。山下（2014）によって、増田レポートが一種の「ショック・ドクトリン」だと揶揄されている所以は、消滅可能性都市としてリストアップされた地域の住民に、一種の恐怖感と危機感という感情的なインパクトを与えたということになるが、地域が消滅に至る経路を厳密に考えれば、単純な地域消滅の可能性の論理と、自治体の能力オーバーによる地域消滅の可能性の論理とに分けることができよう。

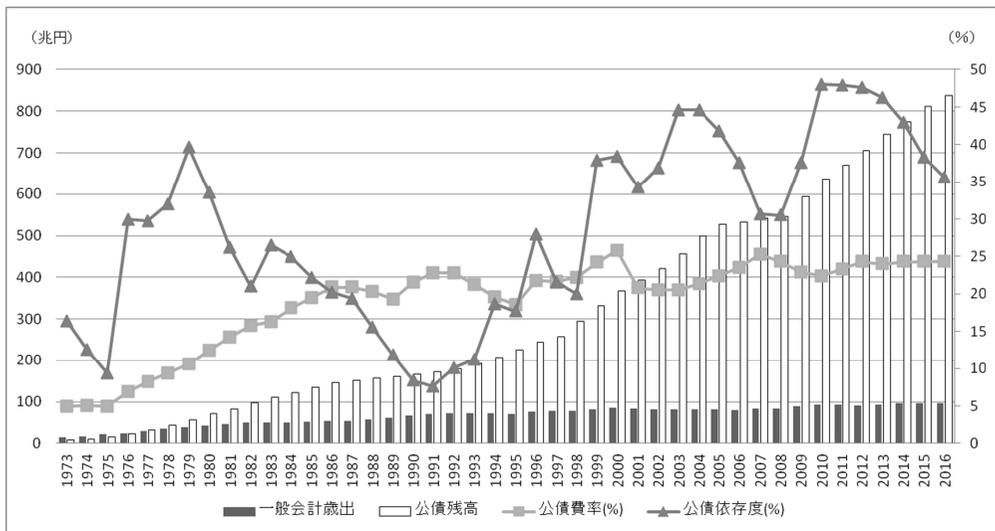
前者は、理由はともあれ、その地域に住む人がいなくなり、その地域が消滅してしまうという直接的な論理である。もっと厳密に言えば、“その地域に住もうという意思を持った人”が誰もいなくなるので最終的には住民が皆無となり、その地域は消滅するという、単純ではあるが本質的な論理である。つまり、日本国憲法第22条で保障されている「居住移転の自由」のもとで、個人の自由意思に基づく移住行動によって地域に住民がいなくなるのであれば、誰もそれを妨げることはできず、地域は自然に消滅するということである。これに対して、その中途で残留している住民に対する行政サービスはどうするのかという疑問も浮かぶが、それには、万

一どのように住民サービスが切り詰められたとしても、憲法25条で保障されているミニマムな生存権は守られるはずだと信じたい。

一方で後者は、中心部から離れた辺地にあったり過疎化が進んでいたりする地域では、行政サービス提供のためのコストが大きく、自治体がもし今まで通りの行政サービスの提供を継続しようとするれば自治体財政自体の破綻を招きかねないということである。増田（2014）が言うように、これまでの地域政策は、「各集落のインフラを充実させて人口減少を押しとどめようとしてきた」が、既に「すべての集落に十分なだけの対策を行う財政的余裕はない」状態になってしまったので、こうした元も子もなくなる状態を回避するため、「選択と集中」によって施策の重点を中心部へ傾斜して、自治体を維持していかなければ地域を維持できないという考え方である。

こうして見ると、増田の主張は論理的であり、少なくとも、これまで施されてきた全国的な地域政策が行き詰っている以上、限られた財源を中心部に集中しようというのは道理である。だが、そこにも多くの問題が潜んでいると考えられる。それについては、後述したい。

【図7】 財政状態の推移（一般会計）



(3) 財政逼迫の問題

このように、上記2つの問題は結局、国および地方自治体の財政問題に行き着いてしまう。つまり、人口減少の問題にせよ、地域崩壊の問題にせよ、その根底にあるのは国および地方自治体の財政逼迫の問題だと言うことができる。【図7】は一般会計における国債残高、国債依存度および国債費の推移である。これを見ると、2016年度の一般会計総額および国債残高はと

もに過去最高額を更新し、各々 97兆円、838兆円、国債依存度は35.6%、国債費率は24.4%といずれも驚異的な高水準にある。国債残高に地方自治体等を含む公債や借入金を加えた2015年度の政府総債務残高は1,000兆円を超えて、対GDP比では248.06%となっており、デフォルト懸念で世界を揺るがした2位のギリシャの同比178.40%に大きく水を開けて世界最高水準にある。また、今年度の一般会計歳出総額における社会保障費比率は33.1%、総額から国債費と地方交付税・交付金を除いた実質的な国の一般歳出に対する比率で見ると55.3%という憂慮すべき現状に加えて、既に一般歳出の3分の1を占めている社会保障費は、今後も増加が続くことは必至である。この深刻な現状こそが、真の「不都合な真実」の実体なのである。

(4) 経済成長の問題

さらに、この「不都合な真実」を解消するために、これまでも、そして現在も、最も効果的な処方箋だと喧伝されているのが経済成長路線の再現なのではないだろうか。繰り返しになるが、その背景には高度経済成長期、安定経済成長期と約30年にわたって右上がりの経済成長を経験したわが国が、その間の昭和40年不況や公害問題、オイルショックや貿易摩擦問題等の様々な深刻な社会・経済問題を、常に経済成長によって切り抜けてきたという成功体験があり、何よりも経済成長ありきという経済成長への根強い信仰がある。少なくとも、増田（2014）の論理の根柢にもこうした成功体験への執着がある。例えば、増田レポートの内容に対して、山下（2014）は「人口の過剰減少と言う危機を直視しながら、なおも「成長を続ける」という思考法」と批判している。また、田村（2014）は「これまでの取り組みに対して十分な反省のないまま、似たり寄ったりのことをしても、また同じ道を歩んでしまうのではないか」と危惧している。

言うまでもなく、経済成長とは経済成長率がプラスとなることであり、言い換えれば、その年度のGDPが前年度のGDPを上回ることであるが、前述したように人口とGDPの間には相関的な関係がある。既に、バブルが崩壊して以降、これまでも様々な景気浮揚策が採られてきたが、それが思うように功を奏していないというのは、その背景に人口が減少しているという事実があるからだと言える。今後、人口が一層減少する中で経済成長の実現はさらに難しくなると考える方が自然ではなかろうか。

以上の検討から、増田が懸念する問題の本質を考えると、その深奥には国および地方財政の悪化があり、それが危険水域を超えてきたという真の「不都合な真実」があると言えよう。

V. 地方創生とは

増田（2014）とタイミングを合わせるように、「地域活性化」という言葉に代わって使われ始めたのが、「地方創生」という言葉である。それまでは地域活性化という言葉が様々な場面で多用されていたが、最近では、それに代わって地域政策面で地方創生という言葉が頻繁に使われるようになってきている。この地方創生という言葉が使われる端緒となったのが、同年に成立した「まち・ひと・しごと創生法」である。その第1条には「目的」として次のように記されている。

少し長いが、条文を書き出すと「この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする」となっている。

この条文の中には、地方創生という言葉はなく、創生という言葉についても明確な定義がなされていないので、この条文から地方創生という言葉の意味を推定せざるを得ない。まず、地方創生という言葉の「地方」の部分についてであるが、条文中には地方という言葉がなく、「地域」という言葉が何度も使われている。条文中の地域の意味は、「東京圏への人口の過度の集中を是正し」という文言から、東京圏以外に位置する道府県および市町村のことだと推測できる⁸。本来的には、地方という言葉と地域という言葉の定義は違うはずだが、地方創生における地方という言葉は、条文中の地域が意味するニュアンスと同一に考えざるを得ないし、そうしても差し支えなさそうである。こうした意味で本稿においても、この二つの言葉についてはラフに捉えることにしたい。次に、「創生」の部分についてであるが、条文中に「まち・ひと・しごと創生」と掲げられていることから、三つの創生に分けることができよう。つまり、「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」を指す“まち”の創生、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」を指す“ひと”の創生、「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を指す“しごと”の創生の三つである。

ここで、創生という言葉を手元の辞書で引くと、その意味は「作り出すこと」（『大辞林（第

8 この法律は、日本創生会議の政策提言レポートの内容を前提に策定されたものと考えられる面があるので、より具体的に言えば、当レポート中で「消滅可能性都市」とされている市町村だと言うこともできよう。

3版)』、「新たに作り出すこと」(『明鏡国語辞典』)などとなっている。つまり、前に検討した「活性化」という言葉の意味が、「沈滞していた機能が活発に働くようになること。または、そのようにすること」(『広辞苑(第6版)』)であり、既にある状態やシステムなどを再び活発に働かせるようにすることというニュアンスが強かったのに対して、「創生」は何か新たに作り出していくというニュアンスなので、二つの言葉の意味は異なる。前述したように、活性化という言葉は当初、右肩上がりの経済状況を再現する、もしくは、それを持続するというオフェンシブな意味を込めて使われていたが、バブル崩壊後は、それが実現しないばかりか、人口減少や高齢化によって財政状態が悪化し、景気低迷が続く中で将来の不安を払拭しきれず、徐々にそれは、地域社会の紐帯を繋ぎ止め、崩壊を回避するというディフェンシブな意味でも使われるようになったというのは、小川(2013)が指摘している通りである。これに対して、創生を文字通り解釈すれば、既存の状態やシステムなどに因らず、新たな地域を作っていくということを含意しているのである。

このように考えると、既にあるものを活発に働かせる意味の「活性化」よりも、新たに作り出すという意味の「創生」の方が、より前向きで、生き生きとした創造的な印象であるが、果たして、そうなのだろうか。実際は否である。もともと経済的な活性化を意味していた活性化という言葉が、そのうち社会的な活性化の意味を帯び、それらが混同して使われていることに鑑みると、今回使われている創生には、経済的な意味よりも社会的な意味、前向きというよりも消極的な意味、すなわち、その根底には地方崩壊をいかに食い止めるかという防御的なニュアンスの方が強く感じられる。

それにもかかわらず、地方創生という言葉がこれまでの地域活性化という言葉と同様に、これほどまで急速、広範に人口に膾炙しているのは、どちらも行政サイドが地域政策に冠するキーワードとして使い始め、その後も盛んに使い続けていることが大きな理由だと考えられる。また、どちらも、その言葉自体は積極的で前向きなイメージを持っているため、俗に言う「地域を元気にする」というニュアンスで捉えられ、多くの人に抵抗感なく受け入れられていることが大きく影響しているとも考えられる。さらに、どちらの言葉も、英語では“regional revitalization”と訳されていることを指摘しておきたい。

VI. 人口減少時代の地方創生

増田(2014)で示された、人口減少によって地方が消滅するという衝撃的な見解は、人口減少が続く各地方に大きなインパクトをもたらしたことは確かである。これをプラスに捉えれば、これまでは、ぼんやりと考えていた人口減少と地域の衰退が行き着く一つの結末を見せられた上、それが人ごとではなく、わが町のことだという自覚と危機感を醸成したといえることができる。しかし、マイナスに捉えれば、必要以上に恐怖感を与えられた各自治体は浮足立ってしま

い、結局その問題の本質と解決方法を自ら考えるよりも、その状況を何とか回避したいという思いから、国への依存をより高めてしまっていると言える。

例えば、地域の人口減少への対策として現在、多くの自治体は補助金を受けたり、疲弊した地方財政からの資金を使ったりしながら、懸命に定住者の誘致を行っている。その方法を見ると、どこも似たり寄ったりのものが多く、筆者には互いに不毛な人口争奪戦の様相を呈しているようにしか見えない。なぜなら、地方自治体同士が人口の奪い合いをしても、国全体で考えればゼロ・サムであるので、人口が増えて喜んでいる自治体があれば、その煽りを受けて人口が減った自治体の問題は、より深刻さを増すのである。つまり、全体的に見れば、相互にそうした施策を実行すればするほど、国や自治体全体の財政が悪化し、住民の負担が増えているだけという皮肉な結果になるものと考えられる。もし、増田（2014）の主張や「まち・ひと・しごと創生法」に書かれているように、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それを地方に分散するという政策を本気で実施するというのであれば、各自治体が定住者として呼び込むターゲットは東京圏に住んでいる人たちでなければ理屈に合わない。また、もし、こうしたゼロ・サムゲームは結局、各々の自治体の魅力および工夫と努力の差であって、その結果に差が出るのは仕方がないと言うのであれば、もともと国がそうした競争自体を全国一律に支援する必要はないし、そもそも、それならば何らかの魅力によって東京圏に人口が集中しているという現状自体も、やむを得ない結果だと認めなければならないはずである。

増田（2014）で提言されている地域政策の手法は、地方中核都市に資源や政策を集中的に投入することによって、そこを地域の拠点とし、それに接する各地域の生活経済圏が結び付き、支え合う「有機的な集積体」の構築を目指すという方策である。確かに、これまでのように中央主導で全国津々浦々に至るまでインフラを整え、好景気の恩恵を行き渡らせることは困難だという増田の指摘はもっともであり、少なくとも、これまでの全国一律的な地域政策と比べれば、少しは説得力のある提言ではある。しかし、これに着手しようとすると、次のような問題が生じる。まず、地方中核都市として、どの都市を選ぶのか。その選択基準は何なのか。その全体的な分布の密度をどのように考えるのか。また、そもそも誰がそれを選択するのか。「有機的な集積体」となる生活経済圏を、どのような基準でどのように区分けするのか。また何よりも、選ばれなかった都市（市町村）をどのように説得し、どう処遇するのか。

この提言を本気で実現しようとするれば、大きな痛みを伴うことは容易に想像できる。しかし、バブルの崩壊以来、国民の痛みを伴ういくつかの改革が何度か試みられてきたが⁹、ほとんどはその痛みを耐えきれず、その背景に大いに政治的な利害も働いて、結局はうやむやになって

9 例えば、小泉純一郎政権における所謂「小泉改革」や、民主党政権における「事業仕分け」などを思い出されたい。結局、どれも途中で挫折してしまった。また、最近では消費税の増税がいかに難題であるか思い知らされた。

しまったのは周知の通りである。まさに、今回の「地方創生」の掛け声の下に実施されている政策を見ると、増田レポートで提言されている、人口減少の危機感を持って選択集中的に改革を行っていくという意図は既に希薄であり、せっかく喚起され、醸成された地方の危機感を逆に鎮め、緩和するかのように、これまでと変わらない一律的で、総花的な地域政策が、名を変え、拡大して施されているように見える。そして、相変わらず経済成長政策が唱えられ続けているのである。

経営学分野においては、Christensen (1997) を始め多くの研究者が、過去の成功に固執することによる経営者の失敗を戒めている。この教訓を、真摯に学ぶべきであろう。

VII. まとめ

以上の考察から、少なくとも今までと同じ経済成長ありきの政策では、地域の現状が好転する望みは薄いと考えるべきではない。ここで、もう一つ、その有力な理由の一つとして示しておきたいのが、膨大な長期データの分析によって所得格差が生起する仕組みを示し、学術書としては異例のベストセラーとなったPiketty (2014) の見解である。彼の主張の骨子となる論理は、一国における高い経済成長率の実現は発展途上国から先進国へと移行する時の特異な現象であり、低成長こそが経済の常態である¹⁰。それ故に、経済成長期には経済成長率 (g)、言い換えれば労働収益率が資本収益率 (r) を上回るため、その間は $g > r$ となる。つまり、資産が産む収益率よりも、労働によって得られる収益率の方が高くなるので、持つ者と持たざる者の格差は縮小する。しかし、常態である低成長下の経済のもとでは $r > g$ という状態、つまり資産収益率の方が労働収益率よりも高くなる状態が続くので、自然に持つ者と持たざる者の格差が拡大していくというものである。こうして、成熟した先進国では必然的に所得格差が拡大していくので、政府は富裕層への課税を強化し、所得の再分配を行って格差を是正すべきだというのがPikettyの主張である。

しかし、ここでは、この主張の前提となっている、一国における高い経済成長率の実現は、その国が発展途上国から先進国へと移行する時の特異な現象であり、低成長こそが経済の常態であるという点に注目したい。これは、彼が膨大な長期データの分析から見出した結果に基づく有力な見解であり、わが国の戦後の高度成長と現状の低成長との比較や、経済発展を続けているBRIC'sや、東南アジアの国々の経済成長率の高さと、欧米等の先進国の長期にわたる経済の低成長率との対比に鑑みると、確かに説得力のある見解だと言わざるを得ない。また、Pikettyのこの見解に照らせば、わが国のバブル崩壊以降、あらゆる景気浮揚策が施されても長

10 ここで言う「低成長」とは、高成長に対して相対的に、かつ客観的な経済状態を表現したものであり、決して悲観的な意味が込められている訳ではない。

期間、期待するような景気回復が実現せず、低成長が続いていることにも納得がいくし、たとえプラスの経済成長率が実現しても、以前のような高い成長率にはならないことにも合点がいく。

このように考えると、現在のわが国の景気の低迷が景気循環の中の不況場面であり、景気浮揚策によって回復場面を作り出せば、いずれ以前のような好景気が訪れると考えるのは、余りにも単純な認識だと言えよう。そうしたことを真摯に省みることなく、相変わらず経済成長政策が声高に叫ばれ続けていることには、大きな疑問を抱かざるを得ない。Druckerは、『経営者の条件』の中で次のように述べている。「間違った問題提起への正しい答えほど、修正の難しいものはない」。また、現状を見るにつけ、Buchanan・Wagner (1976)¹¹が唱えた、民主主義政治下における野放図な財政運営は、必然的に政府の肥大化、財政悪化をもたらすという説得的な論理も今一度、想起すべきである。

本論の主旨は経済政策や社会政策の批判ではなく、主題は、地域活性化であり、地方創生である。しかし、これまでに明らかになったことは、戦後復興から高度経済成長期を経て安定成長期までの、中央主導の全国一律的な地域政策の成功体験に基づく政策は、既に効果が薄いということである。また、相変わらず国が進めている経済成長中心の経済政策や、後手後手の弥縫的な社会政策や、バクマキ的な地域政策を続けている限り、結局これまでと同様、地方は常にならぬものねだりを繰り返しつつ、増田レポートが指摘するように、徐々に衰退していくことになるだろうということである。

では、どうすればよいのだろうか。それには、まず、地域活性化であれ、地方創生であれ、地域自体が主体的に何らかの活路を真に見出そうとする気概を持つことである。これまでの中央への依存体質を変えていこうという確固とした意思を持つことである。その上で、増田レポートが問題視している人口減少について、それは「不都合な真実」なのではなく、「不可避の真実」だという前提に立ち、それを踏まえた上で、自分たちの地域はどうあるべきなのか。自分たちの地域をどうしたいのか。自分たちの地域の将来は、どこへ向かうのか。そのために今、自分たちは何をすればよいのかということ、その地域の人たちが真摯に考える必要がある。

前出の山下 (2014) は、増田 (2014) の内容を批判しているばかりではなく、地域に対しても「地域に住む人々自身が問題を認識し、その解決を考え実践していくことから始まるはずだ。にもかかわらず、これを政府が何とかしろ、何とかできるはずだという雰囲気はどこかでできてしまっている」と厳しい指摘をしている。また同様に、田村 (2014) の指摘も、「行政なり、経済界なり、誰かが何とかしてくれる、自分たちは直接は関係ない、そもそも自分たちの生活を守るので手一杯だ、というのが本音だろう」と手厳しい。これらの指摘の背景には、過去の

11 著者の一人であるJames M. Buchanan は、1986年のノーベル経済学賞受賞者である。

成功体験に固執する政府同様、過去の成功体験に飼い馴らされた地方の姿が浮かび上がってくる。前述したように、地域が消滅するというのとは根本的には、その地域に住もう、その地域で暮らそうという主体的な意思を持った人が、その地域にいなくなるということである。地域に住む人たちが、こうした主体性を欠く依存体質を持ち続ける限り、地方消滅も単なる脅しには止まらないだろう。地域の住民が自発的に、この地に住もうという強い意思を持ち、この町を残していこうと言うのであれば、そのために自分たちには何ができるのかということを実験に考え、それを一步一步実践していくことが肝要である。これが、その地域の今後の運命を決めると言っても決して過言ではないだろう。

[参考文献]

- 小川長「地域活性化とは何か」『地方自治研究』28-1、2013年、pp.67-70
- 小田切徳美『農山村は消滅しない』、岩波新書、2014年
- 瀬田史彦「地域活性化と広域政策」『広域計画と地域の持続可能性』（大西隆編著）第3章、学芸出版社、2010年、pp.52-72
- 総務省統計局『日本の統計2015』、日本統計協会、2015年
- 田村秀『自治体崩壊』、イースト新書、2014年
- 内閣府『高齢社会白書（平成27年版）』、2015年
- 北海道総合研究調査会『地域人口減少白書』、生産性出版、2014年
- 増田寛也『地方消滅』、中公新書、2014年
- 山下佑介『地方消滅の罨』ちくま新書、2014年
- Buchanan, James M., Wagner, Richard E. (1977) "Democracy in Deficit" *Academic Press Inc.* (大野一訳 (2014)『赤字の民主主義』日経BPクラシックス)
- Christensen, Clayton M. (1997) "The Innovator's Dilemma" *Harvard Business School Publishing Corporation* (伊豆原弓訳 (2000)『イノベーションのジレンマ』翔泳社)
- Drucker Peter F., (1966) "The Effective Executive" *Harper Collins, Publishers, Inc.* (上田惇生訳 (1995)『(新訳) 経営者の条件』<ドラッカー選書1>ダイヤモンド社)
- Drucker Peter F.,(1973)"Management: Tasks, Responsibilities, Practices" *Harper & Row, Publishers, Inc.* (上田惇生訳 (2001)『(エッセンシャル版) マネジメントー基本と原則ー』ダイヤモンド社)
- Piketty, Thomas (2014) "Capital in the Twenty-First Century" *Harvard University Press* (山形浩生他訳 (2014)『21世紀の資本』、みすず書房)

